

<p><b>(関連分野)</b> 環境・低炭素</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 自然環境バイオアップ (Bio-up) 事業 (自然環境・生物多様性保全修復事業)</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(目的)</b> 都市内の緑地・水辺地や里地里山をはじめとする身近な自然は、自然とのふれあいや環境学習の場として貴重であるとともに、近年、生物多様性の観点からの重要性についても認識が高まってきている。平成19年11月に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」においても、都市や里地里山も含めた国土全体の生物多様性の質を向上させることを施策の大きな方向として示している。</p> <p>このため、地域のシンボルとなるような動植物や絶滅危惧種などの生息・生育地となっている場所において、生息・生育環境の保全修復や、観察路等利用施設の維持・活用を図る。</p> <p><b>(事業対象地)</b> 全国各地の森林、草原、湿地等で、地域のシンボルとなるような動植物や絶滅危惧種等の生息・生育地</p> <p><b>(事業内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホタルやメダカ等の生息環境改善のため、水路の維持管理、泥さらい、投棄ゴミ除去等</li> <li>・管理水準の低下している雑木林の間伐、枝払い等</li> <li>・周辺植生に侵入・拡大している竹林や外来種の伐採・除去</li> <li>・観察路、案内板の維持管理、観察会の実施</li> </ul> <p><b>(実施方法)</b> 都道府県の交付金を財源として、都道府県が地域の民間団体、民間企業等に請負契約を行う。</p>
<p><b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b> なし</p>
<p><b>(期待される効果)</b> <b>定性的効果：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に身近な地域をはじめ、全国各地において自然環境の保全・再生を図り、生物多様性の質を高める。</li> <li>○良好な景観形成の実現に貢献</li> <li>○人と自然のふれあい、自然環境学習に貢献</li> <li>○環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化に寄与</li> </ul>

**(先行事例)**

国立公園等においては、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）により国（環境省）が直接実施している。

**(期間後の取扱い)**

**(関係省庁担当者連絡先)**

環境省自然環境自然環境計画課

電話番号：03-5521-8343 / ファックス：03-3591-3228